

事 務 連 絡  
令和8年7月10日

公益社団法人日本獣医師会 御中

環境省 水・大気環境局  
環境管理課 環境汚染対策室

酸化エチレン（エチレンオキシド）の使用・排出実態把握について（依頼）

大気環境行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、酸化エチレン（エチレンオキシド）は、有害大気汚染物質の優先取組物質の一つであり、大気への排出・飛散の実態把握及び抑制については、大気汚染防止法において、事業者による責務として規定されています。

平成30年3月に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の審議会において有害性評価値（ $9.20 \times 10^{-5}$  mg/m<sup>3</sup>）が示されましたが、全国各地のモニタリング結果と比較すると、モニタリング結果が有害性評価値より高い値を示す地点が多数確認されています。

これらの状況を踏まえ、環境省は、令和4年10月に「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」を策定し、事業者による自主的な排出抑制対策を推進することとしました。本指針に基づき、令和5年9月に、貴会、公益社団法人全国農業共済協会及び公益社団法人日本動物病院協会（以下「3団体」という。）の連名で自主管理計画である「酸化エチレン（エチレンオキシド）の大気排出抑制に向けた取組について」をご提出いただき、酸化エチレンの大気排出抑制対策を推進いただいております。

つきましては、ご多用の折大変恐縮ですが、獣医療関連機器等の滅菌等に用いられる酸化エチレンの使用・排出の実態及び排出抑制対策の進捗状況（自主管理計画を踏まえた取組状況など）を把握するため、3団体の会員への周知及び調査の実施についてご協力をお願いいたします。

なお、ご提供いただいたデータは取扱いに細心の注意を払うとともに、環境省が実施する酸化エチレンの排出抑制対策調査等において使用させていただきますが、個別施設が特定されるような形式で公表することはないことを申し添えます。

（アンケート調査に関する問合せ先）  
（株）環境計画研究所 調査研究部  
担当：早乙女、清水  
TEL 042-361-2930  
e-mail ethylene\_oxide@ries.co.jp

環境省水・大気環境局  
環境管理課 環境汚染対策室  
担当：矢野、荻原、鈴木  
TEL 03-5521-8295（直通）